

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 Q & A

	質 問	分類	回 答
1	沖合・遠洋漁業者は、「漁船漁業構造改革緊急事業」の対象にはなりますが、「浜の担い手漁船リース緊急事業」の対象とならないのですか。	対象者等	沖合・遠洋漁業者であっても、「浜の活力再生広域プラン」の取り組みに合致し、中核的漁業者として位置付けられれば、「浜の担い手漁船リース緊急事業」の対象となります。
2	〇〇船はリース事業の対象船となりますか。	対象者等	漁船の種類によらず、中核的漁業者が収益を10%向上させるために、その漁船の取得が必要であれば、対象となります。
3	中核的漁業者の要件である年齢55歳未満(または後継者の45歳)はいつの時点の年齢ですか。	対象者等	本事業への事業実施計画承認申請書(別記様式5-2)の申請年月日時点の年齢です。
4	親が所有する漁船を子(後継者)に使用させる場合、本事業の対象となりますか。	対象者等	親が所有する中古漁船をその子(後継者)に使用させる場合、漁船を新たに取得する必要はないことから、機関換装等の改修費用(掛かり増し経費)のみ助成対象となります(二親等以内は同様です)。 この場合、親は中古漁船をリース事業者へ譲渡し、リース事業者が漁船の改修を実施した後、子にリースすることになります。リース事業者は漁船の取得費(助成対象外)と改修費用(助成対象)を合算した費用からリース料を設定することになります。
5	法人格のある会社が所有する漁船を関係会社に使用させる場合、本事業の対象となりますか。	対象者等	法人格のある会社と関係会社が、密接な関係がある場合は、事業の優先順位付けの考え方に反する可能性がありますので、個別具体的に判断することになります。
6	優先順位付け基準では、「借受者が本事業により導入する1隻目の漁船」が優先となっていますが、2艘曳の場合、2隻同時に更新することは困難でしょうか。	対象者等	2艘曳は、同程度の能力の漁船で曳網する操業形態であることから、2隻を一体とみなし、2隻あわせて補助上限を3億円とすれば同時に対象とすることができます。

7	まき網漁船などで船団操業する形態について、1年目に網船、2年目に灯船、3年目に運搬船をリースしたいと考えていますが、各船でKPIが設定できれば、全てをリースすることは可能ですか。	対象者等	本事業においては、1隻目の漁船導入が優先されるため、2隻目以降は優先度が低く、助成対象となる可能性は極めて低いと考えます（共同経営体や漁業協同組合等が借受者となる場合は除く。）。 ただし、まき網船団などは、1船団での操業形態となっており、KPIを区分できない場合においては、計画承認申請時に助成対象となる漁船全てを一体（1隻）とみなし、申請することができます。なお、補助上限額は1船団あたり3億円以内になります。
8	造船メーカー等の株式会社が、リース事業者になることは可能ですか。	対象者等	「水産庁長官が適当と認める者」として認められれば可能ですので、個別に水産庁までご相談下さい。 なお、リース事業者となった造船メーカーが漁船を自社調達する場合や100%同一の資本に属するグループ企業から調達する場合、補助事業における利益等排除の考え方に基づき、利益を排除した価格（製造原価）が助成の対象となります。 （参考）利益等排除の対象範囲 ① 補助事業者自身 ② 100%同一の資本に属するグループ企業 ③ 補助事業者の関係会社（上記②を除く）
9	もうかる漁業創設支援事業に参画している漁業者はリース事業を活用できますか。例えば、まき網で用船されているのは網船なので、それ以外の運搬船をリース事業に申請することは可能ですか。	対象者等	もうかる漁業創設支援事業とは事業目的が重複しており、事業毎に水揚げや収益を切り分けることが難しいこと、また、限られた予算の中で、特定の者に支援が偏ることは望ましくないことから、対象とすることは困難です。
10	もうかる事業・がんばる事業ともに3年間の助成期間が終了すれば、漁業者はリース事業に取り組めるでしょうか。	対象者等	個別具体的な判断となりますが、助成期間が終了していれば、リース事業への取り組みは可能と考えます。しかしながら、限られた予算を可能な限り多くの漁業者の経営改善の支援に用いるため、特定の者に補助金等を集中させることは適当ではなく、未だ補助事業が交付されていない者を優先的に採択したいと考えています。
11	競争力強化型機器等導入緊急対策事業において導入した機器を、同年度もしくは来年度のリース事業により導入した漁船に搭載することは可能ですか。	対象者等	競争力強化型機器等導入緊急対策事業で導入した機器は、本事業の目的及び事業計画に従って使用されるべきであり、他の補助事業を活用することはできません。 ただし、当該機器について、財産処分の手続きを行った場合は、この限りではありません。

12	5トン未満の船で、一本釣りとして漁船登録されていますが、遊漁船としても使用しています。このような場合はリース事業を活用できますか。また、遊漁船としての使用は目的外使用に該当しませんか。	対象者等	漁船としての使用実態があり、かつ、漁業において生計を立てている漁業者（専業及び第1種兼業）であって、事業目的であるKPIが達成される限りにおいて、リース漁船を遊漁船として活用することも可能です。 （当該遊漁船業により得られる収入額が漁労収入を下回る必要があります） また、リース漁船の計画書の承認申請時において漁船と遊漁船の併用があることを明確に記載して事前に承認を受ければ、目的外使用に該当しません。なお、リース漁船の計画承認後・導入後に、漁船と遊漁船の併用を行うこととなった場合には、速やかに計画変更の申請手続きを行って下さい。
13	リース漁船について、（遊漁船業以外で）漁業以外の用途に活用することは可能ですか。可能な場合、どのような用途に使用することができますか。	対象者等	漁船としての使用実態があり、かつ、漁業において生計を立てている漁業者（専業及び第1種兼業）であって、事業目的であるKPIが達成される限りにおいて、例えば、①資源調査②海底清掃③海底耕うん④警戒船業務⑤監視船業務⑥取締船業務⑦離島等での渡船⑧神事・祭事等の用途にリース漁船を活用することが可能です。 （当該資源調査等により得られる収入額が漁労収入を下回る必要があります） また、当初から、リース漁船を使用して漁船と資源調査等の併用を行うことが見込まれる場合には、計画書の承認申請時において漁船と資源調査等の併用があることを明確に記載して事前に承認を受けていれば、目的外使用に該当しません。なお、リース漁船の計画承認後・導入後に、漁船と資源調査船等の併用を行うことになった場合には、速やかに計画変更の申請手続きを行って下さい。 （上記用途以外へのリース漁船の使用可否については、事業実施主体であるNPO法人水産業・漁村活性化推進機構（電話03－6260－7531）にお問い合わせ下さい）
14	当初、漁業種類をはえ縄漁業として、リース漁船の計画承認を受け、リース漁船を導入しましたが、漁業経営の多角化のため、漁業種類の変更又は追加を行う場合は、何か手続きは必要ですか。	対象者等	リース漁船を使用して、当初計画承認を受けた漁業種類以外の漁業種類を新たに行おうとする場合は、漁業種類の変更又は追加に当たりますので、速やかに計画変更の手続きを行って下さい（また、漁業種類の変更又は追加に伴い、新たな漁獲対象に係る資源管理協定等へ参加や、リース契約書にも使用目的が記載されていることからリース契約書の変更も必要となりますので、ご留意下さい。） なお、当初からリース漁船を使用して複数の漁業種類を行うことが見込まれる場合には、計画書の承認申請時において複数の漁業種類を行うこと（例：はえ縄漁業と底びき網漁業等）を明確に記載して事前に承認を受けていれば、目的外使用に該当しません。

15	専業及び第1種兼業漁業者とはどのような者ですか。	対象者等	漁業センサスにおいて次のように定義されており、この定義に準じて判断します。 【専業】個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合 【第1種兼業】個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入が自営漁業以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合 なお、漁業センサスでは世帯収入をもって分類していますが、本事業において、個人のKPIの達成状況については、借受者個人の税務申告書をもとに評価するため、世帯ではなく借受者個人の収入をもって事業の対象者であるか否かを判断します。
16	漁労外収入が、漁労収入を上回ってしまった場合には、補助金返還の必要がありますか。	対象者等	借受者は専業又は第1種兼業である必要があるため、漁労外収入が漁労収入を継続的に上回っているなど悪質と認められる事案については、助成金の返還を求めます。 ただし、災害等、本人の責めに帰することができない事由によるものであると認められる場合には、助成金の返還を要しません。
17	自営定置を行っている漁協が中核的漁業者として借受者になることは可能ですか。	対象者等	可能です。なお、借受者自身はリース事業者になれませんので、漁連等がリース事業者になる必要があります。
18	リース漁船のマッチング等に要する経費については、具体的にどのような活動が助成の対象となるのですか。	対象者等	例えば、以下のような事務に必要な経費が助成の対象となります。 ○リース漁船の仕様や装備等に関する借受漁業者との調整 ○適当な中古漁船の調査、所有者との折衝 ○中古漁船の改修等にかかる造船所との折衝 ○適当な中古漁船がない場合の新船建造にかかる連絡調整 ○新船建造にかかる造船所との折衝 ○取得価格適正審査委員会への申請に必要な情報の整理 ○中古漁船の改修又は新船建造の進行管理 ○リース事業者と借受漁業者との契約に関する連絡調整
19	リース漁船のマッチング等に要する費用等の交付申請について、借受候補者が中核的漁業者の要件を満たすことが確実に認められるのは、具体的にどの時点ですか。	対象者等	広域再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会が、中核的漁業者名簿を含む広域浜プランの承認申請を行った日です。

20	広域浜プランの承認前に、リース対象となり得る漁船の価格等の書類を取得価格等適正審査委員会に提出して審査を受けてもよろしいですか。	対象者等	広域浜プランの承認申請後に、審査を受けて下さい。なお、承認後に中核的漁業者名簿に変更が生じた場合は、取得価格等適性審査委員会の申請時まで、担い手事業にあっては、関係都道府県を通じて水産庁長官に、構造改革事業にあっては、水産庁長官に提出する必要があります。
21	漁船の貸付を希望している中核的漁業者からAIS (Automatic Identification System船舶自動識別装置)については、搭載義務船対象外のため設置しないと申し入れがあったので、設置しなくてもよろしいですか。	対象者等	小型漁船等の海難事故が絶えないことから、日頃より小型漁船等の安全な操業の確保及びリース対象漁船の適切な財産管理の観点から船舶設備規定(船舶安全法)による搭載義務船対象外であっても、善良な管理者であるリース事業者として設置する必要があると考えます。 AISは搭載船舶間において、防波堤や島影であっても、相手船の位置や動向等の情報を得ることが可能であり、レーダ以上の便宜性があります(衝突回避)。さらに、沖合を航行する船舶の動静を把握することができ、安全確認などができます。 中核的漁業者の安全性の向上やリース事業者の善良な財産管理の観点から、構造上設置できない漁船を除き、AIS送受信機を設置して下さい。 なお、AIS受信機のための設置は、双方の船舶が動静を把握することができないため、不適切です。
22	漁船の法定耐用年数は何年ですか。	耐用年数 (処分制限期間)	20トン以上の漁船は、鋼船(500トン以上)が12年、鋼船(500トン未満)が9年、軽合金船が9年、FRP船が7年です。 20トン未満の漁船では、FRP船、鋼船、軽合金船が5年です。
23	漁船に搭載する機器等の耐用年数(処分制限期間)は何年ですか。	耐用年数 (処分制限期間)	漁船に搭載される法定機器等は、原則として、漁船と一括した耐用年数が適用されることとなっています。
24	既に法定耐用年数を過ぎた中古漁船の耐用年数は何年ですか。	耐用年数 (処分制限期間)	設備の更新、船体の修繕など改修を行った場合、新船と同様の耐用年数となります。
25	補助金返還の縛りが係るのは、処分制限期間(法定耐用年数)ですか。それともリース期間ですか。	耐用年数 (処分制限期間)	処分制限期間(法定耐用年数)です。
26	KPIの10%の所得向上の基準となる漁業所得(または償却前利益)はいつの時点のものを出すのですか。	KPI	基準年については、以下を参考に算出して下さい。 ・5中3(直近5カ年のうち、漁労収入の最大と最小を除いた3カ年の平均) ・直近5カ年の平均 直近3カ年の平均 ・直近年(前年)

27	新規就業者の取組の目標について、「原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上」とありますが、当該地域全員の漁業所得を把握できない場合は、どうすれば良いですか。	KPI	対象漁業者が多数の場合など、全員の所得を明らかにすることが困難である場合は、サンプルを抽出して全体を試算しても構いません。ただし、このような試算を行う場合、妥当性を十分説明できるようにして下さい。
28	KPIについて、法人経営体は償却前利益10%の向上となっていますが、個人経営体における漁業所得10%の向上は、法人と同様に償却前ということですか。	KPI	法人経営体の考えと同様に、本事業のKPIにおける漁業所得については償却前として構いません。
29	KPIの算出に関し、リース料は、償却前利益の見合い経費として漁業支出から除外して漁業所得を算出してよろしいでしょうか。	KPI	法人経営のKPIは、償却前利益の確保と次期代船の取得が可能となる利益の留保となっていることから、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」で定める提案書（別記様式第5－1号）の取組目標には、リース料を漁労支出として算入して下さい。個人の場合も同様です。 なお、ファイナンスリースとする場合は、リース債務の支払となりますので、漁労支出には当該漁船の減価償却費を算入します。ただし、KPIは、償却前経常利益（減価償却費控除前）とします。個人も同様です。 その場合、次期代船取得に向けた利益留保額の算出では、リース債務の返済額は控除することになります。
30	事業計画の策定にあたり、漁労収入の増加の手段として漁獲量の増加を計画することは可能でしょうか。	KPI	事業計画の策定にあたり、漁獲量の増加を目指すことは可能ですが、その場合、当該計画について、 ①事業目標の達成に向けた取組の内容に関して具体的かつ定量的に記載する、かつ ②当該取組が資源状況に悪影響を与えるものではなく、いかにして資源管理との両立を図っていくものであるかを詳細に記載することに留意願います。
31	次期代船のための利益の留保は、リース期間終了時までに行わなければならないのですか。	KPI	リース期間終了時にする必要はなく、実際に次期代船が必要となる時期を設定して下さい。
32	次期代船のための利益の留保は、漁船の建造費全額分を留保しないといけませんか。融資などを前提に、初年度に必要な経費を積み上げる計画でも良いのですか。	KPI	必要場合は融資等を前提とした上で、自力による次期代船の建造にかかる経費（自己資金分）の積み上げ計画を策定して下さい。

33	取得価格適正委員会において、設備が過大、もしくは価格が高いと指摘を受けた場合はどうすればいいのですか。	取得・改修	指摘に従って是正し、取得価格適正委員会に再申請を行って下さい。
34	共同利用漁船等復旧支援対策事業で取得した漁船をリース事業者に販売し、本事業でリースすることは可能ですか。	取得・改修	共同利用漁船等復旧支援対策事業は、被災漁業者の収入確保に必要な漁船を早急に復旧し、漁業者の生活の安定と地域の生産力の回復等を目的として、多額の補助金(2/3～8/9補助)を投入して実施したものです。この事業で建造された共同利用漁船をリース漁船として売買してリース事業で更なる助成を得ることは原則として認められません。しかしながら、やむを得ない事情があれば、従前受けた補助金を助成対象から除くなどの調整によりリース事業の対象とすることも検討しますので、事前に水産庁まで個別にご相談下さい。
35	交付決定後、直ちに漁船建造する計画でしたが、造船所の船台が空かず、年度内に建造に着手することができなくなりました。年度を越えた場合、再申請する必要はありますか。	取得・改修	基金事業であることから、年度内執行の縛りはなく、再度申請する必要はありませんが、予算の効率的な執行の観点から、可能な限り早急に着手するようにして下さい。
36	中古漁船等の取得価格の見積もりは、2社以上必要ですか。	取得・改修	漁船価格の透明性確保の観点から複数社(2社以上)の見積もりを取ることが望ましいと考えています。
37	例えば、漁船1隻を所有して操業している漁業者が、2隻目として本事業によってリース漁船を導入できますか(増隻分としてリース漁船の助成を受けられますか)。	取得・改修	本事業は、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」の水産業競争力強化緊急事業の事業目的に定めているとおり、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的としています。 これは、漁船の老朽化、高齢化が水産業の競争力強化を阻んでいる大きな課題との認識の中で、担い手の育成や漁船漁業の構造改革のために必要な漁船を円滑に導入(更新)できるように措置するものです。 他方、資源管理指針・計画、養殖生産数量ガイドライン等の水産施策との整合性を確保する観点から、過剰漁獲や過密養殖に繋がりがねない漁船の単純増隻に国費を充てることには慎重な検討が必要と考えます。 こうした点から、本事業を現役漁業者の単純増隻に利用することはできません。
38	借受者は漁船を転貸することが禁止されていますが、他国に入漁するために、マルシップや裸用船が必要な場合でも認められませんか。	契約	借受者がこの事業の目的に反して転貸することを認めていませんが、入漁などやむを得ない事情があれば個別に水産庁までご相談下さい。

39	中古漁船の借受者が一括でリース料全額を払うことは可能ですか。	契約	本事業は、自力で漁船を手当することが困難な中核的漁業者（当面の資金繰りに余裕がなく、設備投資をすると運転資金が足りなくなるなど）に対し、所得向上の取り組みに必要な漁船の円滑な導入を後押しすることを趣旨として、リース方式による補助事業としています。 このため、一括でリース料全額を払えるような資金繰りに余裕のある漁業者は、本事業の趣旨に合致するとは言い難いことから、そうした漁業者におかれましては、制度資金等の活用をお願いします。
40	リース期間の途中において、リース期間を延長または短縮することは可能ですか。	契約	事前にそのようなことが想定される場合は、リース事業者と借受者の間で協議し、そのことが可能となる条項を契約に盛り込むようにして下さい。 また、事業計画等に変更が生じる恐れがある場合は、関係機関へ事前に相談して下さい。なお、会計実務上の複雑性を生じることが懸念されます。
41	リース期間中に新たな設備投資はできますか。その場合、経費負担は誰が行いますか。また、漁業者が、自己負担で機器整備することは可能ですか。リース契約の変更になりますか。	契約	原則として、事業計画及び補助事業の趣旨に沿って事業実施をしていただくことになり、これらに反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、法定耐用年数以上であっても、リース期間中は、リース事業者との契約事項に効用の増加等による設備投資が含まれていない場合は、設備投資はできません。 ただし、リース事業者との契約事項に効用の増加等が含まれている場合であって、目標達成のための改善計画に基づく設備投資の場合は、法定耐用年数以内であっても、事前に農林水産大臣の承認が得られれば、自己負担にて、設備投資が可能です。
42	助成金を受けて導入した漁船・機器に対して、抵当権その他の担保権を設定するためには、事前に承認を受ける必要がありますか。	契約	原則として、処分制限期間（法定耐用年数）を経過するまでは、農林水産大臣の事前承認が必要です。 農林水産大臣は、次に掲げる担保に供する処分に対してだけ、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとします。 (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの (2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの